

審議会等会議録

審議会等の名称	第14回山口市景観審議会
開催日時	令和7年4月18日(金曜日)10:00~11:30
開催場所	山口総合支所 第11会議室
公開・部分公開の区分	部分公開
出席者	鷗心治、前田哲男、真木隆行、眞田直也、金子敦子、中川孝、中村理恵、菊田武志、(敬称略、8名)
欠席者	長田和美、木谷博、福井徹(敬称略、3名)
事務局	山口市都市整備部都市計画課
議題	議事1 第12回山口市景観賞「景観写真コンテスト」の最終審査について 議事2 第13回山口市景観賞の実施について その他 景観法に基づく行為の届出等の状況について(報告)
会議資料	<ul style="list-style-type: none"> ・委員名簿 ・配席表 ・資料1 第12回山口市景観賞「景観写真コンテスト」概要 ・資料2-① 第12回山口市景観賞一次審査採点集計結果 ・資料2-② 最終審査候補一覧 ・資料3 最終審査手順 ・資料4 第13回山口市景観賞について ・資料5 行為の届出等の状況について ・参考 第12回山口市景観賞応募作品一覧
概要	<ol style="list-style-type: none"> 1 開会 2 委員紹介 3 挨拶 <ul style="list-style-type: none"> ・山口市副市長 田中和人(山口市長代理) 4 会長選出 <ul style="list-style-type: none"> ・鷗心治委員を会長に選出 5 会長代理指名 <ul style="list-style-type: none"> ・前田哲男委員を会長代理に指名 6 議事 <ul style="list-style-type: none"> ・出席委員数8名(総数11名) ・議事録署名人の選出:鷗心治会長、前田哲男委員、真木隆行委員 ・議事の公開:議事1は非公開。議事2、その他は公開。 ・議事1の審議:一般の部、小学生の部それぞれ大賞1点、入賞5点を選出。 ・議事2の審議:原案のとおり実施することで承認。 7 閉会

議事 1 第12回山口市景観賞「景観写真コンテスト」の最終審査について

※審査過程につき非公開(審査結果のみ公開)

【審査結果】

<一般の部>

- 大賞:45 番 「錦秋に染まる」
- 入選:19 番 「大正時代に作られたレトロな煉瓦作りのダム」
- 入選:26 番 「鏡の池」
- 入選:34 番 「空と川を泳ぐ仁保川の鯉のぼり」
- 入選:39 番 「秋彩やまぐち」
- 入選:40 番 「薄明のマジックアワー」

<小学生の部>

- 大賞:113 番 「SL やまぐち号はみんなの人気者！」
- 入選:101 番 「やまぐちにきてはじめてのおまつり」
- 入選:110 番 「家族旅行の帰り道」
- 入選:125 番 「改修中しか見れないよ」
- 入選:126 番 「雨の中でも元気よく」
- 入選:127 番 「秋のおとずれ」

議事 2 第13回山口市景観賞の実施について

<事務局>

「第13回山口市景観賞について」に、資料4により説明します。

山口市景観賞は、山口市景観形成基本方針第4章の「景観形成の推進方策」に掲げる「表彰制度の活用」に基づき、平成25年度から、「景観写真コンテスト」「景観優良建築物表彰」「景観優良広告物表彰」及び「景観づくり活動表彰」の4部門を実施しています。

これまで、12回に渡り、景観賞を実施してきた中で、写真コンテストについては、その応募のしやすさから、子どもから大人まで幅広い世代の皆様から、一定数の応募件数はある一方で、優良建築物表彰や優良広告物表彰、景観づくり活動表彰については、回を重ねるたびに応募件数が減少してきておりますことから、今年度(令和7年度)は、前年度同様、「景観写真コンテスト」を実施したいと考えています。

なお、来年度以降については、引き続き、応募件数が一定程度見込める「写真コンテスト」の実施や、景観賞という形ではなく、例えばシンポジウムや講演会等を通じた景観啓発活動の実施、また、応募件数の状況を踏まえ、景観賞を2年おきにするかなど、事務局において検討をいたし、次回の景観審議会において、皆様にご提案し、お諮りしたいと考えています。

裏面をご覧ください。

今回の募集テーマ(案)は、平成17年10月1日に1市4町が合併し、新たな山口市が誕生して20周年を迎えることから、山口市誕生20周年を記念し、「未来に伝えたい山口の〇〇」と題し、市民の身近にある、自然や風景をはじめ、公共施設、伝統、行事・お祭り、暮らし・営みなど、〇〇に当てはまる、未来に伝えたい本市の魅力を写真に収めていただき、今一度山口市の魅力的な景観を再確認してもらいたいと考えています。

応募要件等については、資料にお示しのとおり、この度実施した写真コンテストと同様の内容で実施したいと考えています。

今後のスケジュールについて、本年7月頃に募集を開始し、来年に入りましたら、市民投票や一次審査等を順次行ってまいりたいと考えています。

以上の内容で第13回山口市景観賞について実施してまいりたいと考えています。

<会長>

第13回の景観賞について、皆さんから、御意見はありますか。

<A委員>

テーマの「〇〇」について、この「〇〇」は、今から決めるのでしょうか。

<事務局>

この「〇〇」には、例えば、未来に伝えたい山口の「営み」だとか、「風景」や「公共施設」だとか、応募いただく皆様に、当てはまるものを自由に入れてもらうかたちです。

<A委員>

承知しました。

この度の(写真コンテストの)応募作品の中に、街並みが少ないといった意見があったので、「〇〇」に街並みを入れてもいいのではないかと思います。

<事務局>

街並みとか、生活に近い景観とか、そこに限定するわけではないのですが、そういったものをクローズアップできるように案内を行います。

ただし、限定しすぎると応募件数も減る可能性もありますので、テーマは「〇〇」という形にはしながらも、生活に近い街並みなどの景観も出てくるよう、募集方法を考えます。

<会長>

ニューヨークタイムズの話もあったが、山口市は室町から650年以上続いている資源を継承してきた。そういった歴史も踏まえながら、未来にさらに伝えたという思いを、募集案内に入れたらいいと思います。

<事務局>

承知しました。

<会長>

他に何かありますでしょうか。

<B委員>

一般の市民の方には、景観という言葉の意味が余り理解されていない気がするので、目的の中に、もう少し景観ということが分かるように、入れてもらえればありがたいです。

日々の生活の営みも大事であるが、街並みとか集落とかに意識が向かうように工夫してもらえたらと思います。

<会長>

事務局、その辺りにフォーカスされるように、案内の仕方を御検討ください。

その他、いかがでしょうか。

それでは、13回の景観賞は、写真コンテストで、20周年をテーマにするということで、皆さん依存はございませんか。

<委員>

異議なし。

<会長>

それでは、これについて、原案のとおり進めていくということで、事務局よろしくお願いします。

次に、令和8年度以降の内容については、事務局からまた提案があるとのことでしたが、第12回を終えて、だんだんと応募件数が減ってきており、マンネリ化もしているのではないかということでした。

令和8年度以降、どのように進めていったらいいかなど、現時点で皆さんか

ら御意見等があればいただきたいのですが、いかがでしょうか。

<C委員>

(景観)賞だけを目的にするのではなく、良い景観を作る、良い建物をつくる、良い街並みつくるなどといった、そこに住む人の意識が大事だと思います。子ども頃からそういう目を養うという意味で、我々も一緒になって小学校などでの景観学習に取り組んでいくといいと思います。

そのようなお手伝いを我々が一緒になってやる年があってもいいし、毎年あってもいいのではないのでしょうか。

<会長>

小学生の頃から景観に関する教育をプロと一緒にやってくほうがいいんじゃないか、といった御指摘ですが、事務局から何かコメントはありますでしょうか。

<事務局>

小学校における景観学習も事業の取組の一つとして取り入れてることも検討しながら、加えて、今後、山口市の景観をどのようにして外に向けて発信していくのかという視点も入れながら検討してまいります。

<会長>

(景観)賞だけではなく、景観教育も活動の中に差し込むことも検討に入れていただきたいと思います。

他に何かございますでしょうか。

<D委員>

山口市は景観形成基本方針を掲げられており、それに基づき活動をされていると思うのですが、今後、その方針を改定する予定はあるのでしょうか。

<事務局>

現時点で改定の予定はありませんが、今後、啓発活動を検討していく中で、その必要が出てきた段階で検討してまいりたいと考えています。

<会長>

その他、ございますでしょうか。

では、次回、事務局の方から、令和8年度以降の内容についての考え方や具体的な進め方について、原案を出していただいて、審議会の場で協議させてもらえればと思います。

以上で本日の議事は終了しましたので、事務局に進行を引き継ぎます。

<事務局>

それでは、次第4のその他につきまして、事務局から、「景観法に基づく行為の届出等の状況について」御報告させていただきます。

資料5を御覧ください。

御案内のとおり、本市では、平成25年7月1日から景観法に基づく届出制度を開始し、令和6年度末までに累計で1,715件の届出又は通知を受けたところです。

令和6年度は、176件の届出又は通知を受けており、うち約4割の73件が、太陽光発電設備の設置に係るものとなっています。行為の区分別に内訳を見ますと、建築物の新築等が13件、建築物の外観を変更することとなる修繕等が1件、工作物の新設等が8件、開発行為等が51件です。

そのうち、景観形成重点地区でございます「一の坂川周辺地区」については、建築物の新築等が3件、工作物の建設等が1件となっており、「新山口駅周辺地区」については、建築物の新築等が2件となっています。

また、一般地域の「用途白地、都市計画区域外」における開発行為等の88件のうち、51件は太陽光発電設備の設置に関するもので、残りの37件については、資材置き場や駐車場、宅地等としての利用に関するものです。

次に、下段の「届出件数の推移」を御覧ください。

近年は、太陽光発電施設の設置に関する工作物の建設や土地の形質の変更といった届出が増加傾向にあり、年度によって増減はあるものの、令和元年以降は、届出総数の約4割から5割を占めている状況です。

以上、簡単ですが、「景観法に基づく行為の届出等の状況について」のご報告させていただきます。

事務局からの報告は以上でございますが、御意見等はございますでしょうか。

<E委員>

この太陽光パネルの設置件数が多いのが気になるのですが、太陽光パネルの規模は、指定とかありましたでしょうか。

パネルの面積が1,000㎡以上で届出が必要である、という理解でよろし

	<p>いでしょうか。</p> <p><事務局> はい、1,000㎡以上が対象になります。</p> <p><E委員> コメントになりますが、73件のうち、どれだけの規模の太陽光パネルが郊外に建っているのか気になりまして、特に面積の部分がですね。また、平地に置いているのか、それとも傾斜に置いているのか。傾斜は特に目立っており、キラキラするので、各地で問題になっています。 キラキラするのは、ネガティブな要素になりますので、事務局としては把握ができる範囲でやっておいたほうがいいと思います。</p> <p><事務局> ありがとうございます。 委員の皆様から、その他に提案事項、伝達事項等がございますでしょうか。ないようですので、以上をもちまして、「第14回山口市景観審議会」を終了いたします。</p> <p>本日は長時間にわたり、御審議いただき誠にありがとうございました。</p>
<p>問い合わせ先</p>	<p>都市整備部 都市計画課 まちづくり推進担当 TEL 083-934-2831</p>